

# 資料 1

平成 21 年 5 月 28 日  
健康福祉事業本部  
福祉部在宅支援課

## 高齢者相談センターの呼称使用について

### 1 経緯

地域包括支援センターの呼称を「高齢者相談センター」とすることについて、平成 21 年 3 月 24 日開催の本協議会および 3 月 27 日開催の介護保険運営協議会に諮り了承された。

その結果、平成 21 年 4 月 17 日開催の医療介護等特別委員会に報告し、同日から「高齢者相談センター」の呼称使用を開始した。

ただし、地域包括支援センターは全国統一的な名称であることから、転出入者にもわかるように、高齢者相談センターの後にかっこ書きで「(地域包括支援センター)」を付すこととした。

### 2 広報等、普及啓発について

区報 4 月 21 日号の介護保険特集号に掲載

パンフレット「こんにちは 高齢者相談センターです！」を作成・配布